

特集2 地方の取り組み事例

CASE 4

岡山県における電気機械器具製造業最低賃金の取り組み

電機連合岡山地方協議会 事務局長 岩崎 真二

連合岡山副事務局長就任時、最低賃金の経験も無い中、2001年

までの日額・時間額併記が翌2002年に時間額に一本化され、中

央最低賃金審議会(以下、中賃)の

示す地域別最低賃金(以下、地賃)

引き上げの目安額が0円<sup>※1</sup>という今

では考えられない目安の伝達で審議

会が進められていました。2008

年の中賃目安では、地賃が生活保

護を下回る場合に、その乖離解消に

向けた金額が示されましたが、岡山

県では地賃が生活保護を上回ってい

たため、乖離解消を行う都道府県

との格差が生じていきました。特定

最低賃金(以下、特定最賃)におい

ては2002年中賃の全員協議会

(産業別最低賃金)報告、2007

年の「最低賃金法の一部改正」に伴

い、関係労使のイニシアティブの

発揮が盛んに訴えられるようにな

り、現在も形式的には公益側の役

割はあるものの、実際には直接の労

使協議で結審に至っています。また、

2013年の日本再興戦略の閣議決

定を境に、大幅な地賃の引き上げが

図られる中、特定最賃の地賃への埋

没(特定最賃が地賃を下回る)、企

業内最低賃金への接近等の課題が顕

在化しています。現在まで中央情勢

に翻弄されつつも、様々な課題の中

で実情にあわせ、全国各地の担当者

は特定最賃の取り組みを推進し、そ

の任務と役割を果たしています。そ

の中で一つの事例として、岡山県電

気機械器具製造業最低賃金(以下、

岡山県電機最賃)の2019年の取

り組みについて報告致します。

産別組織と地方連合の役割

■地域における特定最賃の取り組み体制

- (1) 電機連合中国・四国ブロック

2019年最賃対策連絡会議

日程…2019年8月19日(月)

電機連合では、地方ブロック毎に

連絡会議を開催し、学習会を行うこ

とで最低賃金についての基本をこの

時期再度認識し審議に臨んでいる。

また、中賃目安審議の論議経過、特



最低賃金全国第1号記念碑 フェルケール博物館 社団法人 静岡缶詰協会寄贈

静岡県内の缶詰業者は昭和31年(1956)4月に全国で初めて、初任給に最低賃金を設定する協定を業者間で結び、同時に年齢別・経験年齢別の標準賃金を制定しました。これは昭和34年7月、国による最低賃金法の施行に先んじるものでした。この石碑は、初め静岡缶詰協会前に建立されていたものを同協会の事務所移転に伴い、フェルケール博物館に寄付されました。

石碑の表には池上舜による「働く女子労働者の面影」のレリーフが飾られ、背面には石碑建立の趣旨が刻まれています。それによれば、労働条件の改善が企業の発展をもたらすことを確信して協定締結を行ったことや、この最低賃金制度を実施したことが日本の同制度の普及に貢献していること、昭和35年に労働大臣から社団法人静岡缶詰協会に感謝状を授与されたことなどが刻まれています。

※1 2002年中賃目安答申：引上げ額の目安は示さないことが適当との結論を下すに至った。

岡山県最低賃金・電気機械器具製造業最低賃金 20年の推移

	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
電気機械器具製造業(円)	667	673	678	679	680	682	687
岡山県最低賃金(円)	631	636	640	640	640	641	644
優位率(%)	105.7	105.8	105.9	106	106.2	106.3	106.6

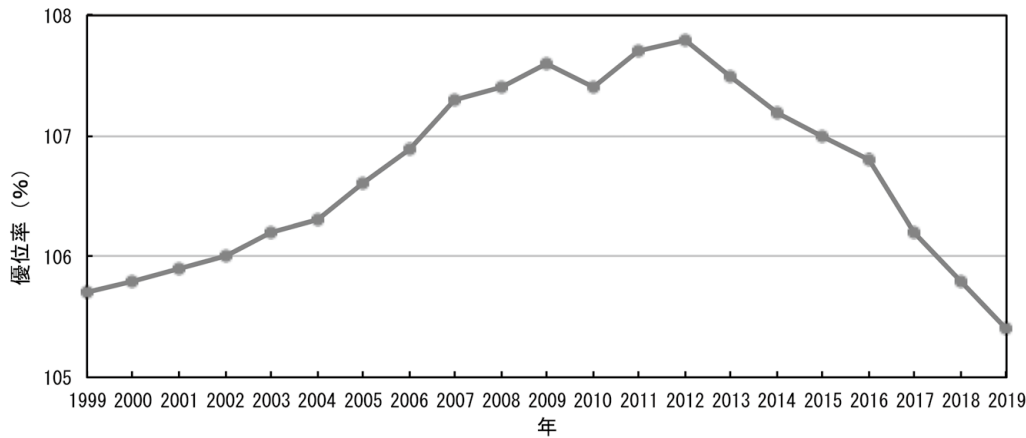
  

	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
電気機械器具製造業(円)	693	706	719	721	734	738	745
岡山県最低賃金(円)	648	658	669	670	683	685	691
優位率(%)	106.9	107.3	107.4	107.6	107.4	107.7	107.8

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
電気機械器具製造業(円)	756	771	787	809	830	854	878
岡山県最低賃金(円)	703	719	735	757	781	807	833
優位率(%)	107.5	107.2	107	106.8	106.2	105.8	105.4

岡山県電機 最賃(優位率)の推移 (電機最賃/県最賃)



定最賃の金額改正審議における統一した主張の提起、ならびに電機産業における各都道府県工業統計調査の指標の提供等、特定最賃の審議に向けた各種データの提供・説明が行

われ、その年の取り組みがスタートすることとなる。各県報告・意見交換では、各地域での申出要件、地賃埋没等の課題が

各県の状況把握・情報収集が行える貴重な場となっている。

(2) 連合岡山 2019年最低賃金 対策会議

日程…2019年8月29日(木)

2019年は、将来の地賃埋没を想定し、連合大阪が取り組んでいる「特定最低賃金のあり方研究会」の研究報告内容について、連合大阪より講師をお招きし講演いただいた。

講演は、JAMならびに電機連合の基幹的労働者の範囲見直しの考え方、企業内最低賃金協定強化の取り組み要請等、岡山県のみならず全国的な課題提起として、今後にかかせる貴重な機会となった。

岡山県7業種の特定最賃の目標設定・取り組み、戦略の意見交換も貴重になるが、最も重要な内容として連合岡山最賃担当者を中心に、金額決定の日程(打順調整)について、7業種間で打ち合わせを行い審議に臨むこととなる。近年では、鉄鋼業・電気機械器具製造業が先行しての結果が続いている。

今年度の審議に当たっては、公益側委員・使用者側委員の交代が事前に把握できていたため、連合岡山最賃担当者を通じ、第1回合同専門部会で過去労働局が開催していた特定最

賃の意義・歴史についての学習会復活に向け、労働局に対し要請を行った。結果は資料配布となったが、引き続き、開催要請を行うとともに、労働局賃金担当者の異動が頻繁にあるため、継承に向けた引継ぎについても要請したい。

■審議の進め方

基本的には、公労会議・公使会議による審議という進め方となるが、2017年より第3回・第4回専門部会では、労使の話し合いの場を設けることで結審に至っている。過去には特定最賃においても公益側の役割が非常に重要であったが、いわゆる労使のイニシアティブの発揮に努めているのが現状である。

今後、労働者側にとって良い意味での影響力を公益側には期待したい。電気機械器具製造業では、使用者側委員の交代もあったことから、第1回合同専門部会終了後に労働局とは別会場にて使用者側委員に対し、県最賃との関係・他6業種との格差・過去からの結審額の推移について、労働者側委員より説明を行い、岡山県電機最賃の立ち位置について理解をいただき、第2回専門部会以降の審議を進めた。

## 公労使コミュニケーションの重要性とその接点

### ■審議での労使主張点

#### 【労働者側主張点】

① 地賃より相対的に高い水準の確保、地賃の結審額+αの金額確保が必要。

② 裾野の広い産業構造のため、特定最賃の適正水準への改善が不可欠。

③ 優秀な人材の確保、人手不足のさらなる深刻化をふまえた水準への改善が必要。

④ 闘争の成果を県内電機産業で働く全ての労働者に波及させることが重要。

⑤ 岡山県の他産業・近隣県との比較・全国加重平均との格差圧縮。

#### 【使用者側主張点】

① 地賃と特定最賃のダブルスタンダードについては違和感がある。

② 未満率が上がっている中、現実的に支払えない企業が増えることを懸念する。未満率上昇に伴う、対象企業の生産性向上に対処しなければならぬ。

岡山県電機最賃の金額は7業種で最も低く、他業種・他県との比較、岡山県高卒初任給、全国加重平均、申出企業内最低賃金の比較一覧を作成し、第2回専門部会に公益側・使

用者側委員ならびに事務局に紙面で提出し、岡山県電機最賃の立ち位置を目に見える形で、訴えている。

使用者側委員については、過去から一企業の立場での発言が散見されたが、労働局による特定最賃の意義・歴史資料等の配布の影響か、一企業の立場を脱し、県内電機産業の視点での発言と捉えられた。引き続き、労働局による学習会の開催を要請していきたい。

審議期間は、専門部会開催前後に限られた時間にはなるが、労使コミュニケーションの場を意識的に設けるよう心掛け、使用者側の意向を都度確認している。

一方で、労使のイニシアティブの發揮と言われる特定最賃においても、公益側委員の役割は重要であり、先行する地域別最低賃金専門部会部長と労働者側委員のコミュニケーションは、後の特定最賃の審議に大きく影響する。毎年春闘前に、経団連より「経営労働政策特別委員会報告」、連合からは「連合白書」が各々発行されるが、過去、岡山県地域別最低賃金に携わった時代より、「連合白書」発行後速やかに、部会長に届け、概略の説明とその年の地賃ならびに特定最賃についての意見交換を行っていた。現在も連合岡山最賃担

当者によって、「連合白書」を部会長の手元に届け、その年の地域別最低賃金本審また、「特定最賃申出の意向表明」前に労働者側（連合）の方針と課題について認識をいただくことを通じ、公益側委員とのコミュニケーションを図っている。

### ■課題

1989年の創設時の優位率10・3%よりスタートし、以降、地賃の結審額+αを目標に取り組みを進めました。2012年107・8%をピークに、2019年105・4%と毎年0・2%〜0・4%の割合で下降しています。このままの推移で進むと、近い将来、岡山県電機最賃も、地賃を下回る埋没の危機に晒されることとなります。

また、今春闘での電機連合産業別最低賃金（18歳見合い）の結果は1000円の引き上げで、水準は164000円、電機大手組合の所定労働時間換算の時間額でも<sup>※2</sup>1058・8円となり2019年東京の地賃改定額1013円に、接近していることは明らかです。

過去に経験したことのない課題が顕在化していますが、先に記載した連合大阪「特定最低賃金のあり方研究会」の内容は、特定最賃の地賃埋

没・接近に対し先駆的に取り組まれていますし、審議の必要性のためにも承知しています。産別の取り組みならびに、地方での取り組みは勿論のこと、地賃と特定最賃のあり方について連合・金属労協が中心となって、早急に論議をしていくことをお願い致します。

## 岩崎 真二 いわさき・しんじ

電機連合岡山地方協議会 事務局長

1992年8月松下電器産業労働組合ビデオ支部 執行委員・書記長・副委員長（現パナソニック コネクティッドソリューションズ労働組合岡山支部）2001年12月連合岡山副事務局長 岡山県最低賃金審議会委員・専門部会委員、電気機械器具製造業専門部会委員 2006年9月電機連合岡山地協事務局長 2012年3月岡山県最低賃金審議会委員・専門部会委員退任、現在岡山県最低賃金審議会電気機械器具製造業専門部会委員を担当



※2 電機大手組合の所定労働時間換算：164,000円÷154.88H=1058.8円。なお、2019年度は天皇陛下即位に伴い例年に比べ休日が多いため、所定労働時間は2018年度平均を用いている。